

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^①)消費税 その27 消費税軽減税率の事例について

Q. 2019年より導入された食品等の軽減税率について、改めて具体的な事例を教えてください。

A. いくつかの事例について列記します。

*「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

1. 食用の生きた魚の販売

人の飲用又は食用に供される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

2. 家畜の飼料やペットフードの販売

人の飲用又は食用に供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

3. コーヒーの生豆の販売

人の飲用又は食用に供されるコーヒーの生豆は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

4. 水・氷の販売

人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません。

人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や、飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

5. ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売

軽減税率が適用されるのは、「飲食料品の譲渡」であるため、「資産の貸付け」であるウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象となりませんが、人の飲用又は食用に供されるウォーターサーバーで使用する水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

6. 賞味期限切れの食品を廃棄するための譲渡

賞味期限切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

7. お酒の販売

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません。

*酒税法第2条第1項(酒類の定義及び種類)

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料をいう。

8. 食品の原材料等となる酒類、みりん・料理酒・調味料の販売

「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

酒税法に規定する「みりん」の販売は、軽減税率の適用対象となりません。また、料理酒などの発酵調味料(アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの)やみりん風調味料(アルコール分が一度未満のもの)については、酒税法に規定する酒類に該当せず、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

9. ノンアルコールビールや甘酒(アルコール度が一度未満のものに限る)の販売

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

10. 酒類を原料とした菓子の販売

酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(税制委員会:忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿)
(監修:関東信越税理士会 松本支部)



皆さん
こんにちは♪

株式会社アイシンク
松本市南原
代表取締役社長 赤羽 勝巳 氏

『外壁、外構、お庭造り、お住いのことならお任せください!』

今回は(株)アイシンク代表の赤羽さんにお話を伺いました。同社は51年前に赤羽勝巳氏の父が(株)赤

羽壁材として創業され現在3代目の勝巳氏によって会社の理念を明確にするために(株)アイシンクに社名変更されました。業務内容は、個人のお客様の外構・エクステリアガーデン工事や鋺を使った左官職人による土蔵修復工事等を行っています。現在、事業再構築補助金を活用して、新展示場を建設中で外構・エクステリアガーデンの展示や社員研修施設を併設し、お庭の商談スペースの設置や社内の環境整備を進めているそうです。

尊敬する経営者から「親を大事にしない経営者は社員を幸せにできない!」と言われてから、親を大切にすることを心がけ、それまではよくしていた親子げんかも思い起こせば何十年もしていないそうです。高校時代、野球部だったこともあり30年前に仲間で作った赤羽クラブは早起き野球からスタートし、その後軟式野球連盟に加盟してから『赤羽アイシンククラブ』と改名し、今年松本で開催された高松宮賜杯第66回全日本軟式野球大会(1部)では全国3位になるほどの強豪チームに成長したそうです。

(北原修編集委員)



赤羽アイシンククラブのみなさん



頑張ってます!!

『お客様本位で』

八十二銀行穂高支店
安曇野市穂高

浅村 花さん

八十二銀行穂高支店にお勤めの浅村さんは現在入行7年目。昨年までは窓口業務を担当されておりましたが、一念発起され、現在は個人のお客様を対象とした営業担当となり資産運用や相続など私たち一般人が抱える「お金の悩みや疑問」に対して、専門家としてご提案等をされています。

「年金があるし、銀行預金さえしておけば大丈夫」といった時代から「自分の老後は自分で」という時代が近づき、不安を抱く方が増えているそうです。ただ、何をすればよいのか分からないという方が大勢いるのが実情です。そんな時に長年地元の金融機関として、地域の皆様とともに歩んできた八十二銀行を信頼し、何でもご相談いただきたい、という想いで日々業務に取り組まれている浅村さんが心掛けているのは「お客様本位での行動」。コミュニケーションを大切にして理解を深め、お客様のために何が出来るかを考え行動されているそうです。その為に大切にされているのが好奇心。色々なことに興味を持ち、学び、行動することで新しい知識や出来るが増えていくとのこと。とても大切なことだと思います。

ご趣味は美術鑑賞や映画鑑賞。忙しい日々の中でも色々なことに興味を持ち、行動されている浅村さんに元気をいただきました。益々のご活躍をご祈念いたします。

(中山英也編集委員)

労務レポート

育児休業中の社会保険料免除について

社会保険労務士 上 嶋 宏

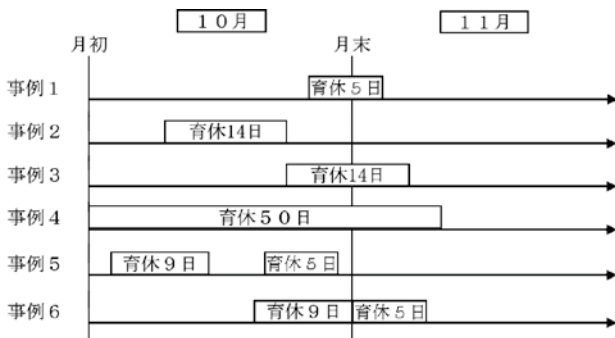


令和3年6月公布の「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、健康保険法と厚生年金保険法が改正され、育児休業中の社会保険料免除の仕組みが10月1日から変わりました。

育児休業中の保険料免除に関する主な改正点は次の通りになります。

- ① 出生時育児休業（産後パパ育休）制度が新設され、この制度の取得促進の観点から、この制度も保険料免除の対象となりました。
- ② 今まで、同じ月に育児休業を開始し同じ月に終了する短期間の育児休業は、保険料の免除の対象外でした。今回の改正により、14日以上育児休業を取得した場合にも保険料免除の対象になります。
- ③ 今まで、賞与保険料の免除は、賞与支給月の末日に育児休業を取得していれば保険料が免除されました。しかし、月の途中で14日以上育児休業を取得しても月の末日を含まないと保険料の免除になりません。公平を期すため賞与の保険料免除の要件は、1ヶ月を超える育児休業を取得している場合になりました。

この改正点について事例に沿って社会保険料が免除に該当または非該当をみてみましょう。



事例1：月末に育児休業を取得していますから10月給与の社会保険料は免除対象です。10月賞与の保険料は、改正前なら免除対象になりました。改正後は育児休業期間1ヶ月を超える要件を欠くため免除対象になりません。

事例2：育児休業期間が14日以上、休業の開始日、終了日が同一月内です。改正後の要件を満たすため10月給与の社会保険料が免除対象です。賞与は、事例1と同様に免除対象外です。

事例3：月末に育児休業を取得しています。10月給与

の社会保険料は免除対象です。しかし、休業開始日と終了日が同一月内とした改正後の要件を欠くため、11月給与の保険料は免除対象外です。賞与は、事例1と同様に免除対象外です。

事例4：10月給与の社会保険料は免除対象です。11月給与の社会保険料は免除対象外です。理由は、事例3と同じです。10月賞与は、育児休業期間が1ヶ月を超えるため免除の対象です。

事例5：このように断続した休業は、最初の休業開始日とその後の休業終了日が同一月内であれば通算されます。この場合、最初の休業が9日、その後の休業が5日、合計14日以上となります。よって、10月の保険料は免除となります。なお、賞与は、事例1と同じ理由により免除対象外です。

事例6：10月に取得する9日間の休業は月末を含んでいます。そのため、10月給与の保険料は免除となります。11月取得する5日間の休業は、10月の休業に続いて取得のため一連の休業になります。そのため開始日と終了日が同一月内の要件を欠くため11月給与の保険料は免除対象外です。もし、11月取得の休業日数が14日としても10月の休業に続いての取得のため一連の休業となり免除対象外となります。

社会保険料免除の手続

保険料免除手続は、原則、育児休業期間中に行います。育児・介護休業法の改正に伴い、育児休業を2回に分けて取得できる分割取得や出生時育児休業の新設などにより短期間の休業の増加が想定されます。そのため、令和4年10月1日以降は、届出が「育児休業等の終了日から起算して暦日で1ヶ月以内」であれば理由書等がなくても受け付けられることとなります。

なお、日本年金機構の届出様式が変わる予定です。詳細は、日本年金機構のホームページ等にてご確認ください。以上が今回の労務レポートになります。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

・【ふるさとの食】シリーズ ③〇

生坂村の“ハチク”
～特産のハチクを通じて、
住民主体で地域振興に挑戦！～



表紙でもご紹介したように、生坂村の特産品の一つである“ハチク”は、例年5月末から6月初旬頃に収穫されますが、孟宗竹に比べ柔らかく、アクやえぐみ

が少なく、煮物や天ぷら、味噌汁など幅広い料理に活用され、特に穂先は柔らかく、さっと湯がいてからし醤油で食べると絶品です。

生坂村では、人と人とのつながりで地域を盛り上げ、質の高い生活を送るための学習機会を求める声に応え、平成19年度から平成22年度の3年間、県の支援

金を活用して、地域の伝統食作りや農産加工を中心としたセミナーを開催しました。このセミナーの中で、村特産のハチクの料理方法等を研究したことを



きっかけに、地元有志でつくる「生坂ハチクの会」が発足しました。会では、生坂村における積極的な活動を通じて、特産である竹の子加工及び大型乾燥機を使った食品加工技術の研究開発をすすめ、竹の子をはじめとする特産加工食品の普及拡大と販売を促進することで、会員それぞれの生きがい作りと、所得の向上に努め、併せて地域振興を図ることを目的に活動しています。

特産のハチクを用いて製造されているのは「竹の子ご飯の素」、「竹の子水煮」、「味竹の子」などで、特に「竹の子ご飯の素」は、信州の味コンクールで県知事賞を受賞した自慢の逸品です。こうしたハチクを用いた商品は、道の駅いくさかの郷でお買い求めいただけますので、ぜひお出かけください。

(中山英也編集委員)



夏期特別研修会
報告

「職場の風土改革とこころの笑方箋
～仕事は楽しく・人生はおもしろく～」



9月1日(木)、夏期特別研修会を開催いたしました。(会場：松本市駅前会館)

今回の研修会では講師にNPO法人健康笑い塾を主宰する中井 宏次(なかい こうじ)先生をお招きし、『職場の風土改革とこころの笑方箋～仕事は楽しく・人生はおもしろく～』というテーマでお話を伺いました。

製薬会社に長年勤務された講師が自身の仕事上、健康面での経験から学んだ、仕事や生活における『笑い』の重要性・可能性について、ユーモアをたっぷり交えながらお話してくださいました。

今回の特別研修会は、安全対策(会場設営・健康確認等)を施した上で、久しぶりに集客形式で開催することが出来ました。状況を注視しながらオンラインも活用し、皆様に研修会や講演会の機会を提供してまいりますと考えておりますので引き続きどうぞよろしくお祈り申し上げます。



講師の中井先生

インボイス制度説明会のご案内

事業者の皆様、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、【初級編】と【中級編】の2種類のインボイス制度説明会を下表の日程で開催しますので、是非ご参加ください。

【初級編】消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け

(説明会の主な内容)

- ・消費税の仕組み
- ・インボイス制度の概要
- ・登録申請の方法等

参加無料
事前登録制／先着順

開催日	時間	開催場所	定員	お問合せ先
令和4年 11月17日	11時00分～ 12時00分	松本税務署 3階 大会議室	先着 20 名 (事前予約制)	松本税務署 個人課税第一部門 TEL.0263-39-3261(直通)
令和4年 11月18日	15時00分～ 16時00分			
令和4年 12月13日	11時00分～ 12時00分			
令和4年 12月14日	15時00分～ 16時00分			

【中級編】インボイス制度を詳しく知りたい方向け

(説明会の主な内容)

- ・インボイス制度の概要
- ・売手側、買手側のインボイス発行(受領)の注意点
- ・登録申請の方法等

開催日	時間	開催場所	定員	お問合せ先
令和4年 11月17日	14時00分～ 15時00分	松本税務署 3階 大会議室	先着 20 名 (事前予約制)	松本税務署 法人課税第一部門 TEL.0263-39-3267(直通)
令和4年 11月18日	10時30分～ 11時30分			
令和4年 12月13日	14時00分～ 15時00分			
令和4年 12月14日	10時30分～ 11時30分			

○新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

○駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税のインボイス制度」をご覧ください。



→特設サイトへ



松本税務署

【令和4年11月】

松本法人会広報委員会

正副委員長 コラム

(不定期連載)



「心のこもった 言葉の力」

広報副委員長 忠地 恵子

医療的ケア児と共に暮らす、あるお母さんのインスタグラムにお子さんの成長記録が時々投稿されます。

「命をつなぐラインが1つ取れました！」

「歯がはえた！」

「立った、歩いた！」

「今日は2歳の誕生日、おめでとう！」

喜び一杯の姿が目浮かびます。でも、嬉しい知らせの裏にはきっと多くの御苦労が。医療者や家族のサ

ポートがあるとはいえ、お母さんは24時間緊張し、気が休まる間も無くお過ごしのこととお察しするばかりです。

そんなある日、そのお母さんに届いたお便りは“御自愛なさいませ”と結ばれていたそうです。そのひとことに「私も自分を愛してもいい。自分を大事にしてもいいの。」と言ってもらえているように感じられ、母親だからと精一杯頑張って、張りつめていた心がほぐれていき涙したそうです。相手を思いやる心のこもった一つの言葉が、つかれた心身をどれほど癒し、これからも続いていくであろう明日に向かう大きな力をもたらしたのです。

闘病する幼子を介助する人々を支援する輪が広がりをみせています。ささやかなやさしさが大きな実を結ぶ日がきますように。

2022 シーズン松本山雅FC主催試合 観戦チケットを抽選でプレゼント!!

J3リーグ松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・チケット(引換券)は会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは3枚ございます。(1名の方にプレゼント)
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催を含めスケジュール等が変更となる場合も予想されますが、ご了承願います。
- ・今回は10月15日[vsFC 岐阜]～11月20日[vsSC 相模原]のチケットです。

【応募方法】

- ①お名前 ②企業名 ③ご連絡先(宛先 郵便番号・住所・電話番号) ④ご希望される試合

※お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

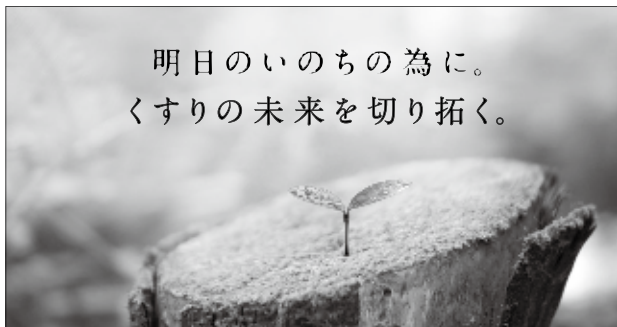
前記4項目をご記入の上、法人会事務局にFAX(36-0839)で、10月6日(木)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ29節	10月15日(土)	FC 岐阜	14:00
J3リーグ31節	10月30日(日)	AC 長野パルセイロ	13:05
J3リーグ34節	11月20日(日)	SC 相模原	14:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

保健の窓

◆◆今年はインフルエンザが 流行するのでしょうか…◆◆

国内で年間約1000万人の感染が報告されてきたインフルエンザですが、新型コロナウイルスの感染拡大があった2020年以降はその数が大きく減りました。この傾向は海外でも見られているようです。その理由としてはコロナ感染予防として大勢の人々が密を避ける行動、マスク着用、手洗い等を行ったことが考えられています。

それでは今年も昨年同様に流行しないのでしょうか？予測する上で参考となる指標の一つが南半球の流行状況です。例としてオーストラリアでは例年5月から10月頃が流行期となるそうですが、今年増加傾向にあるそうです。こうしたことか

ら、今年日本でも久しぶりにインフルエンザが流行するかもしれないとの予想も。困ったことに発熱やのどの痛みや倦怠感など新型コロナとインフルエンザの症状には類似点も多くみられます。万が一感染してしまうと「コロナなのか？インフルエンザなのか？」ということで悩まれる方も増えるのではないのでしょうか（どちらにしる大変なのですが…）。いずれにしる私たちにできる対策としてはワクチン接種と手洗いやマスク着用といった基本的な風邪予防といったところでしょうか。未だ医療機関ではコロナ対応で大変な状況にあります。更なる負荷を掛けないように、引き続き自分たちにできる感染対策をしっかりとることが大切です。

松本法人会の全ての
会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください “法人会やまびこ運動”ご協力のお願い

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。大変厳しい状況下ではございますが、社会を支える『税』に携わる団体としてこれからも精力的に活動を続けていくために、1社でも多くの方々にご入会いただくことを目指し、会員企業の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただくこの活動が7年目を迎えています。

ご案内の通り、11月末日までを一つの区切りに実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。



「法人会やまびこ運動」って何？

- ☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいていない方に当会から入会のお勧めをする運動です。
- ☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。
- ☆今月号折込のオレンジ色のチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。情報提供者様としっかりと連絡を取り合い、ご迷惑をおかけしないように勧奨活動を進めます。

大変厳しい状況下ではございますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

※詳しくは事務局までお問い合わせ願います (☎ 0263-35-8080)



地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げた冊子を作成し各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。ご希望のものがございましたら松本法人会事務局（電話：0263-35-8080）までお問い合わせ下さい。

※テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

1. -企業の税務コンプライアンス向上のために- 「自主点検チェックシート・ガイドブック」

決算説明会などで使用しているテキスト。法人会では企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しております。

「チェックシート」には、内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載され、「ガイドブック」にはそれらに対する具体的な点検内容・解説が掲載されております。



【主な内容(確認内容)】

- 社内体制（文書管理等）
- 貸借関係（資産科目、負債・資本科目等）
- 損益関係（各種科目別）等

2. 「会社の決算・申告の実務」

決算説明会で使用しているテキスト。適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算と申告に関する基本的に重要なテーマを分かりやすくまとめております。

【主な内容】

- 決算申告事務の流れ



- 決算調整 ○申告調整 ○特別な課税と税率
- 申告手続等 ○法人税申告書検討表 等

3. 「税制改正のあらまし」



決算説明会で使用しているテキスト。令和4年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。

【主な内容】

- 法人税関係 ○所得税関係
- 資産税関係 ○消費税関係 等

4. 「新設法人のための 会社の税金ガイドブック」



新設法人説明会で使用しているテキスト。新たに設立された法人を念頭に置き、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明しております。

【主な内容】

- 会社のスタートはまず届出書の提出から
- 確定申告書の提出及び納付はいつまで
- 決算利益と所得金額との関係
- 中小法人のさまざまな優遇制度 等

5. 「源泉所得税実務のポイント」



源泉所得税実務に関するテキスト。

【主な内容】

- 給与所得からの源泉徴収
- 退職所得からの源泉徴収
- 支払い報酬・非居住者からの源泉徴収 等

お問い合わせは事務局まで
(電話：0263-35-8080)



Business Guard



AIG損保

世界有数の地震国、日本! いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約 (財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

この広告は保険の概要をご説明したものです。
保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない
場合もございますのであらかじめご了承ください。
2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松本支店

〒390-0814

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

(22-073005)

10月の予定

4日厚生委員会 5日税制委員会グループ会議 11日女性部10月例会 13日法人会全国大会（千葉大会） 14日県連青年部連絡協議会 17日大規模法人税務研修会 18日研修委員会 19日青年部10月例会 20日総務委員会 21日10月役員会、県連女性部合同例会 22日青年部創立45周年記念旅行 24日決算説明会（塩尻会場） 25日部会長と組織、厚生委員連絡会議 26日決算説明会（松本会場） 28日新設法人説明会

決算説明会

（法人税・消費税の説明会 / 9月決算法人対象）

塩尻会場 10月24日(月) 午後2時より
市民交流センターえんぱーく4F
会議室401

松本会場 10月26日(水) 午後2時より
松本市駅前会館4F 大会議室

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。

ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

大規模法人税務研修会のご案内

「大規模法人が留意すべき点（令和4年度税制改正・インボイス制度）」

本年度も資本金5千万円以上の会員企業を主な対象とした税務研修会を企画いたしましたので、この機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時 10月17日(月) 午後2時～4時

会場 松本市駅前会館 4階大会議室

講師 松本税務署 担当官

受講料 無料

お申込 松本法人会事務局まで（TEL0263-35-8080）

お願い 安全対策及び資料・会場準備の都合上、参加希望の方は必ず事前にお申込いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、座席の間隔確保や換気などを心掛けます。参加者の皆様には当日マスクの着用、体調管理などご協力をお願い申し上げます。なお、今後の感染状況に応じて開催中止となる場合もございますことお含み置き願います。

本号付録「令和4年版年末調整のしかた」のご案内チラシにつきまして

これまで、税務署主催で実施されてきました年末調整説明会につきましては、令和3年分より実施されないこととなり、代わりに年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書など、国税庁が提供している年末調整に関する情報は国税庁ホームページで入手・閲覧できるようになっております。

そうした中、当会では各企業の年末調整事務の一助

としていただくべく、本号付録として「令和4年版年末調整のしかた」（有料／（一財）大蔵財務協会作成テキスト）のご案内チラシをお届けいたしました。

テキストでは年末調整に必要なすべての事項が分かりやすく解説され、令和4年度改正内容及び適用事項にも対応しております。ご希望の方は当該付録をご利用いただき出版元にご注文いただきますようお願いいたします。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラストデータも
デジタルカメラ 写真も
手書きのイラストも
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0639

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

炭火焼肉 かじゃ



「こだわりの肉」

こだわりの黒毛和牛は「度味わつっていたら割安だと思ってしまうのはずです。」「上質なお肉をギリギリの価格で」という私の信念をぜひ感じてみてください。

炭火焼肉 かじゃ

〒390-0837 松本市鎌田2-3-52 TEL&FAX 0263-27-0515

川柳コーナー

花火だけに

使って欲しい

火薬るい

国葬で

吉田茂を

想い出し

コロナ君

石の上にも三年

もういいよ

無筆



「シルバーカフェが10周年を迎えました」(松本市)



私が創設したシニア世代のコミュニティースペース「シルバーカフェ(松本市沢村)」が10月に10周年を迎えます。存在の重要性や必要性は以前より言われておりましたが、ほとんどが採算等で合わず止めてしま

す。その中で10年を迎えることは本当に嬉しく、カフェを運営する貞松さん、いつもご利用いただく市民の皆様に心から感謝申し上げます。(北原修編集委員)

(北原)

(本号編集委員…)

中山英也

北原修



あしがき

6月に父を亡くしました。齢八十九歳。

戦前生まれで、自分の青春時代戦争と共に歩きました。戦後まだ車が普及していない頃より、車に乗り親戚からは伊達男と言われていました。30数年前に妻(私の母)を亡くしてからは、男一人暮らし。自分で掃除・洗濯などを行っていました。私に子どもが生まれ、孫に会うこと、一緒に買い物に行くこと、またたまには遠出することをとっても楽しんでいました。ただし昭和のオヤジらしく、私が子どもの頃は「巨人の星」の星一徹のような父で、本当に怖かった。こんな怖い父が、孫には私に見せたことの無い優しい笑顔になるものだと感じました。

長い入院生活の中、コロナ下のため見舞い面談ができなかったことが心残りです。頻繁に見舞いに行つてあげたかったのが本心です。天国に行つて、先に逝つた母と久しぶりに会い、また二人で好きなゴルフでも楽しんでもらいたいです。

個人情報取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社